

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

規程（交）

- 東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程……………二
- 東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程……………六

規程（交）

目次

42



発行 東京都

● 交通局規程第十九号

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局文書管理規程（平成十一年交通局規程第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「余白」を「余白等」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第二十号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局職員服務規程（昭和五十年交通局規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二（見出しを含む。）中「職員カード」を「名札」に改める。

第十二条の二の三の次に次の二条を加える。

（カスタマー・ハラスメントの禁止）

第十二条の二の四 職員は、職務の遂行に当たり、就業者（東京都カスタマー・ハラスマント防止条例（令和六年東京都条例第百四十号）第二条第一号に規定する就業者をいう。）に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為（同条第四号に規定する著しい迷惑行為をいう。）であつて、就業環境を害するものを行つてはならない。

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

● 交通局規程第二十一号

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月三十一日

東京都交通局長 久我英男
東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改

正する規程

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和三十四年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十四備考以外の部分を次のように改める。

別表第十四(第六条関係)

交通局企業職員給料表(一)初任給基準表

職種	試験(選考)	初任給
事務 技術	キャリア活用 経験者	二級二十五号給
事務 技術		二級四十五号給
事務 技術		一級三十七号給
事務 技術		一級五号給
I類A I類B III類	一級三十七号給 一級二十九号給	

別表第十四備考二中「大学専攻科卒」の区分の適用を受ける者については、「」の下に「職種欄の「事務」の区分の適用を受ける者の初任給欄の号給を「一級四十四号給」と、職種欄の「技術」の区分の適用を受ける者の「」を加える。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第二十二号

東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員住宅規程(昭和五十三年交通局規程第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表(一)及び別表(二)田端寮の項を削る。

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第二十三号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局契約事務規程(昭和三十九年交通局規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「(一連の調達契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告を当該入札の二十四日前から三十九日前までの間のいずれかの期日までに行うこと)を示した場合には、当該その後の契約については、その示した期日まで)」を削る。

第八十二条第一項及び第八十三条第一項中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、二十四日前まで)」を削る。

附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局契約事務規程第八十一条第一項、第八十二条第一項及び第八十三条第一項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、

施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

● 交通局規程第二十四号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券の発売等に関する規程（昭和六十三年交通局規程第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号ア備考、同号イ備考三及び四、同条第三号ア備考並びに同号イ備考三及び四中「又は「育」」を「「護」」に改め、「「護」」の下に「又は「福」若しくは「付」」を加える。

第八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第

四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者

第八条第二項中「第三号」を「第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、第三条第二号及び第三号に規定する特殊割引通勤連絡定期乗車券並びに特殊割引通学連絡定期乗車券は、東京都地下高速電車身体障害者旅

客運賃割引規程（昭和三十五年交通局規程第十一号。以下「高速電車身体障害者割引規程」という。）第三条に定める第一種身体障害者、東京都地下高速電車知的障害者旅

客運賃割引規程（平成三年交通局規程第百十五号。以下「高速電車知的障害者割引規程」という。）第三条に定める第一種知的障害者及び第四条第二項に定める東京都

が発行する愛の手帳の交付を受けている知的障害者又は東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程（令和六年交通局規程第三十七号。以下「高速電車精神障害者割

引規程」という。）第三条に定める第一種精神障害者及びその介護者がともに乗車する場合に限り発売する。

第十三条中「高速電車規程」の下に「高速電車身体障害者割引規程、高速電車知的障害者割引規程、高速電車精神障害者割引規程」を加える。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第二十五号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程（昭和四十年交通局規程第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項及び別表第四中「京成タウンバス株式会社」を「京成バス東京株式会社」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第二十六号

東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車障害者用ICカード取扱規程（令和五年交通局規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は療育手帳制度要綱」を「療育手帳制度要綱」に、「とその介護者」

を「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳（写真が表示されているものに限る。）の交付を受けている者のうち第一種精神障害者及びその介護者」に改める。

第十九条ただし書中「(と/or)」の下に「又は東京都精神障害者都営交通乗車証条例（平成十二年東京都条例第二百八十五号）に基づく東京都精神障害者都営交通乗車証（以下「乗車証」という。）」を加える。

第二十七条第六項ただし書、第二十八条第五項、第三十一条第一項ただし書、第三十四条第六項ただし書及び第三十五条第五項中「無料乗車券」の下に「若しくは乗車証」を加える。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十七号

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局事業用自動車運行管理規程（昭和三十六年交通局規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表四の部中の項中「同じ。」の下に「を点呼を実施した日から一週間以内に保存し、その記録」を加える。

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第二十八号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男
東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程
東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程（平成十九年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「別表二」を「別表」に改める。

第十六条の見出しを「（障害者割引）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中

「東京都地下高速電車身体障害者割引規程」を「東京都地下高速電車身体障害者旅客賃割引規程」に、「又は東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程」を「、東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程」に改め、「（平成三年交通局規程第二百五号）」の下に「又は東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程（令和六年交通局規程第三十七号）」を加え、同項第一号中「又は第一種知的障害者」を「、第一種知的障害者又は第一種精神障害者（以下これらを「障害者」という。）」に改め、同項第二号中「に基づく東京都都営交通無料乗車券」の下に「又は東京都精神障害者都営交通乗車証条例（平成十二年東京都条例第二百八十五号）に基づく東京都精神障害者都営交通乗車証」を加え、「第一種身体障害者又は第一種知的障害者」を「障害者」に改め、同項第三項中「身体障害者手帳」の下に「、精神障害者保健福祉手帳（写真が表示されているものに限る。）」を加える。

第十六条の二の見出しを「（障害者割引の端数処理）」に改める。

第十九条第一項中「に相違」を「とに相違」に改める。

第三十五条の見出しを「（障害者割引）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「東京都地下高速電車身体障害者割引規程又は東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程」を「東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程、東京都地下高速電車知的障害者旅客運賃割引規程又は東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程」に改め、同項第一号中「第一種身体障害者又は第一種知的障害者」を「障害者」に改め、同項第二号中「に基づく東京都都営交通無料乗車券」の下に「又は東京都精神障害者都営交通乗車証条例に基づく東京都精神障害者都営交通乗車証」を加え、「第一種身体障害者又は第一種知的障害者」を「障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者手帳」の下に「、精神障害者保健福祉手帳（写真が表示されているものに限る。）」を加える。

第三十五条の二の見出しを「（障害者割引の端数処理）」に改める。

別表一を削り、別表二を別表とする。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第二十九号

東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する

規程

東京都地下高速電車障害者用ICカード乗車券取扱規程（令和五年交通局規程第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一種身体障害者又は」を「第一種身体障害者、」に、「とその介護者」を「又は東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程（令和六年交通局規程第三十七号。以下「精神障害者割引規程」という。）第三条に定める第一種精神障害者（以下これらを「障害者」という。）及びその介護者」に改める。

第二条第五項第十号中「都営交通無料乗車券情報」を「無料乗車券情報及び乗車証明」に改める。

第三条第二項中「、その他」を「その他」に改める。

第四条第一項中「「無料乗車券」という。」の下に「若しくは東京都精神障害者都営交通乗車証条例（平成十二年東京都条例第百八十五号）に規定する東京都精神障害者

都営交通乗車証（以下「乗車証」という。）」を加える。

第六条第二項中「又は療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項に規定する精神障害者保健福祉手帳（写真が表示されているものに限る。）（以下これらを「及

び知的障害者割引規程」を「、知的障害者割引規程第五条又は精神障害者割引規程」に

改め、同条第三項中「第一種身体障害者又は第一種知的障害者と」を「障害者及び」に改め、同項ただし書中「無料乗車券情報」の下に「又は乗車証情報」を加える。

第十一条第一項中「に相違」を「とに相違」に改める。

第十四条第二項中「と再発行」を「及び再発行」に改める。

第十八条第三項、第四項、第六項及び第七項中「とSF残額」を「及びSF残額」に改める。

第二十二条の見出しを「（無料乗車券情報及び乗車証情報の記録）」に改め、同条中「の発行」を「又は乗車証の発行」に、「使用者（第一種身体障害者又は第一種知的障害者に限る。）」を「障害者」に、「使用者本人」を「本人」に改め、「当該無料乗車券」及び「に無料乗車券」の下に「又は乗車証」を加える。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第三十号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する

規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程（平成二十年交通局規程第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「別表二」を「別表」に改める。

第十六条の見出しを「（障害者割引）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中

「又は知的障害者」を「、知的障害者又は精神障害者（以下これらを「障害者」といいう。）」に改め、同項第一号中「身体障害者又は知的」を削り、同項第二号中「基づく東京都都営交通無料乗車券」の下に「又は東京都精神障害者都営交通乗車証条例（平成十二年東京都条例第百八十五号）に基づく東京都精神障害者都営交通乗車証」を加え、

「身体障害者又は知的」を削り、同条第二項中「身体障害者手帳」の下に「精神障害者保健福祉手帳(写真が表示されているものに限る。)」を加える。

第十六条の二の見出し中「身体障害者割引及び知的」を削る。

第十九条第一項中「に相違」を「とに相違」に改める。

第三十五条の見出しを「(障害者割引)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「施行規程に定める身体障害者又は知的」を削り、同項第一号中「身体障害者又は知的」を削り、同項第二号中「基づく東京都都営交通無料乗車券」の下に「又は東京都精神障害者都営交通乗車証」を加え、「身体障害者又は知的」を削り、同条第二項中「身体障害者手帳」の下に「精神障害者保健福祉手帳(写真が表示されているものに限る。)」を加える。

第三十五条の二の見出し中「身体障害者割引及び知的」を削る。

別表一を削り、別表二を別表とする。

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第三十一号

東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー障害者用ICカード乗車券取扱規程(令和五年交通局規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は療育手帳制度要綱」を「療育手帳制度要綱」に、「とその介護者」を「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百一十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳(写真が表示されているものに限る。)の交付を受けている者のうち第一種精神障害者(以下これらを「障害者」とい

う。)及びその介護者」に改める。

第二条第五項第十号中「都営交通無料乗車券情報」を「無料乗車券情報及び乗車証情報」に改める。

第三条第二項中「その他」を「その他」に改める。

第六条第二項中「又は療育手帳(以下)を「療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下これらを)に、「又は第二十九条の二」を「、第二十九条の二又は第二十九条の三」に改め、同条第三項中「第一種身体障害者又は第一種知的障害者と」を「障害者及び」に改め、「とという。」の下に「又は東京都精神障害者都営交通乗車証条例(平成十二年東京都条例第百八十五号)に規定する東京都精神障害者都営交通乗車証(以下「乗車証」という。)」を加える。

第十二条第一項中「に相違」を「とに相違」に改める。

第十四条第二項中「と再発行」を「及び再発行」に改める。

第十八条第三項、第四項、第六項及び第七項中「とSF残額」を「及びSF残額」に改める。

第二十二条の見出しを「(無料乗車券情報及び乗車証情報の記録)」に改め、同条中「の発行」を「又は乗車証の発行」に、「使用者(第一種身体障害者又は第一種知的障害者に限る。)」を「障害者」に、「使用者本人」を「本人」に改め、「当該無料乗車券」及び「に無料乗車券」の下に「又は乗車証」を加える。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

● 交通局規程第三十二号

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程(平成二十年交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は療育手帳制度要綱」を「療育手帳制度要綱」に、「とその介護者」を「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百一十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳(写真が表示されているものに限る。)の交付を受けている者のうち第一種精神障害者(以下これらを「障害者」とい

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程(平成二十年交通局規程第三十三号)の一

第五条第四項中「第二項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、身体障害者が六歳未満の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の場合、当該身体障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引連絡乗車券を単独で発売するものとする。

5 第二項及び前項の介護者は、係員が介護能力があると認める者とし、精神障害者一人に対しても、一人までとする。

第六条第四項中「第二項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第六条第四項中「第二項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、知的障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該知的障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引連絡乗車券を単独で発売するものとする。

第六条の次に次の二条を加える。

（精神障害者に対する割引連絡乗車券の発売）

第六条の二 この規程において、精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいい、次に掲げる第一種精神障害者及び第二種精神障害者に分ける。

一 「第一種精神障害者」とは、精神障害者手帳の障害等級の判定基準について（平成七年九月十二日健医発第千百三十三号厚生省保健医療局長通知）に定める精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準に規定する障害等級一級（精神障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）と判定された者をいう。

二 「第二種精神障害者」とは、前号以外の者をいう。

2 精神障害者に対する割引連絡乗車券は、前項に規定する第一種精神障害者及びその介護者並びに十二歳未満の第二種精神障害者が介護者と共に乗車する場合にその介護者に対し発売する。この場合において、介護者に対して発売する乗車券の種類は、割引通勤定期乗車券とし、その乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、かつ、精神障害者の割引連絡乗車券と同時に購入するものでなければならない。

3 前項の規定により割引連絡乗車券を購入する際には、精神障害者手帳又は精神障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたものを

提示し、確認を受けなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、精神障害者が六歳未満の乳幼児の場合、当該精神障害者は無賃として取り扱い、介護者に対しては、割引連絡乗車券を単独で発売するものとする。

5 第二項及び前項の介護者は、係員が介護能力があると認める者とし、精神障害者一人に対しても、一人までとする。

第八条中「若しくは知的障害者が単独で乗車する場合又は身体障害者若しくは知的障害者と」を「、知的障害者又は精神障害者及び」に、「又は療育手帳」を「、療育手帳又は精神障害者手帳」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三二二)一一一(代) 都

郵便番号 163-8001

定価

一本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。) 三〇円

印刷所

電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代) 鈴刷株式会社

郵便番号 101-0051

リサイクル適性Ⓐ

この紙は、リサイクル適性があります。

リサイクルマーク